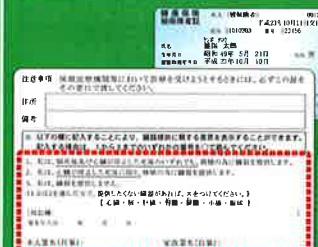


あなたの意思で 救える命があります。



健康保険証や運転免許証の 意思表示欄に意思を記入しましょう!

○健康保険証の意思表示欄(例)



○運転免許証の意思表示欄(例)



自分にもしものことがあったとき、記入した意思表示欄を病院で家族から医師に提示してもらいましょう。

厚生労働省
公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

臓器提供には、ご本人とご家族の意思が大切です。
ご本人の意思がわからない場合、臓器を提供するかどうかは、
ご家族で決めることになりますので、
「臓器を提供する」「提供しない」という自分の意思を書いて、
ご家族に伝えておきましょう。

「提供したい」という意思を書くのは15歳以上が有効ですが、
「提供たくない」という意思是15歳未満でも有効です。
意思是いつでも変更できます。



臓器提供意思表示欄の記入方法

《1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

- STEP 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》
〔 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 〕
STEP 3 [特記欄:
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):
STEP 4]

STEP 意思の選択

- 1 自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。
a) 脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも臓器を提供してもいいと思われている方は、1に○をしてください。
b) 脳死での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われている方は、2に○をしてください（この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません）。
c) 臓器を提供したくないと思われている方は、3に○をしてください。
[STEP 4へ]

STEP 提供したくない臓器の選択

- 2 1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・脾臓・眼球

STEP 特記欄への記載について

- a) 組織の提供について

1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

- b) 親族優先提供の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、右ページ「親族への優先提供について」をお読みいただいた上で「親族優先」と記入できます。

STEP 署名など

- 4 本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示欄に記入していることを知っている家族が、そのことの確認のために署名してください。